

船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ基本法第10条の規定に基づき、生涯スポーツ推進のための長期的かつ総合的な道筋と、それを実現するための具体的方策を明らかにする観点から、船橋市生涯スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるため、船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときには、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員会各委員の指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員のうちから委員長が指名する。

(事務局)

第7条 事務局は、生涯学習部生涯スポーツ課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

船橋市 生涯スポーツ推進計画策定委員（令和元年8月現在）

別表

生涯学習部	1 生涯学習部長
企画財政部	2 政策企画課長
市民生活部	3 自治振興課長
健康・高齢部	4 高齢者福祉課長
保健所	5 地域保健課長
福祉サービス部	6 障害福祉課長
都市整備部	7 公園緑地課長
管理部	8 教育総務課長
学校教育部	9 保健体育課長
生涯学習部	10 社会教育課長
	11 青少年課長
	12 生涯スポーツ課長